

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

贈与税額控除

Q : 私は、父の死亡により財産を相続しましたが、父が死亡する1年前に、父から株式の贈与を受け贈与税を納めています。

ところで、今回の相続税額の計算に当たっては、1年前の贈与財産の価額を今回の相続税の課税価格に加算すると聞いたのですが、前に納めた贈与税はどうなるのでしょうか。

A : 相続税の課税価格に加算された財産について課税された贈与税額は、相続税額から控除します。

【解説】

相続などで財産をもらった人が、被相続人からその死亡前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、その贈与を受けた財産の価額をその人の相続税の課税価格に加算して相続税額を計算することになっています。

この場合、その贈与を受けた財産に課税された贈与税額があるときは、贈与税と相続税とを二重に納付することになるため、その贈与税額をその者の相続税の算出税額から控除することとされています。

したがって、ご質問の場合は、贈与を受けられた株式の価額（贈与を受けられた時の相続税評価額）をあなたの相続税の課税価格に加算して相続税額を計算し、その計算した相続税額から既に納付済みの贈与税額を控除することになります。

なお、贈与税額控除の額が、算出相続税額を上回ることもなっても、その上回る部分の金額の還付を受けることはできません。

